

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
14 一部事務組合等の取扱い	大和川下流流域下水道組合分賦金	大和川下流流域下水道組合分賦金	堺市制度で実施	合併後も継続していくが、分賦金については、大阪府及び大和川下流流域下水道組合と調整し、規約及び協定書の変更を行う。
	南大阪湾岸北部流域下水道組合分賦金		堺市制度で実施	堺市のみ該当するため、堺市の現行どおりとする。